

国立大学法人東京農工大学大学情報委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 研究推進部長</u></p> <p><u>(12) 研究推進部学術情報課長</u></p> <p><u>(13) 総務部総務課総合デザイン室長</u></p> <p><u>(14) (略)</u></p> <p>2 前項第7号から第9号まで及び第14号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(事務)</p> <p>第9条 委員会の事務は、<u>研究推進部学術情報課</u>において処理する。</p>	<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 次長のうちから次条に規定する委員長が指名する者 1人</u></p> <p><u>(12) 総務課長</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>(13) (略)</u></p> <p>2 前項第7号から第9号まで及び第13号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(事務)</p> <p>第9条 委員会の事務は、<u>総務課情報化推進室</u>において処理する。</p>	

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)
この規程は、平成31年4月1日から施行する。